

長寿医療（後期高齢者医療）の保険料

普通徴収となる方に納入通知書をお送りします

長寿医療（後期高齢者医療）の保険料の納め方には、あらかじめ年金から天引きされる方法の「特別徴収」と、納入通知書によりご自分で金融機関等に納めていただく方法の「普通徴収」があります。

4月からの「特別徴収」とならなかった方のうち「普通徴収」となる次の方には、7月に「平成20年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」と併せて「後期高齢者医療保険料納入通知書」をお送りいたしますので、納入通知書に記載されております金融機関で納入をお願いいたします。

■普通徴収となる方
①年金の年額が18万円未満の方
②介護保険料との合計額が年金の年額の2分の1を超えてしまつ方
③3月31日まで国民健康保険に加入されていた方で平成19年10月以降に75歳になられた方

④75歳以上の方で平成19年10月以降に国民健康保険に加入された方

※注：③または④に該当する方で①または②に該当しない方は10月から「特別徴収」となります。

なお、3月31日まで社会保険・健康保険組合・共済

対象となる方は受給者証の更新手続きを

飯山市福祉医療費特別給付金

飯山市福祉医療費特別給付金とは、乳幼児・母子家庭・父子家庭・障害のある方などが、医療機関で診療を受けた場合に、窓口で支払った自己負担金を後でお返し（償還払い）するものです。

福祉医療費特別給付金を受給している方は、年に1回の更新手続きが必要となります。更新等の必要な方には通知でお知らせしますので、手続きにお越しください。なお受給資格には所得制限がありますので、

組合などの被用者保険の被扶養者だった方には保険料を凍結するという特別措置がありますので、この被扶養者だった方に納入通知書が届きましたら、大変お手数ですが、左記までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ・ご連絡先
市役所市民環境課国保年金係 ☎3111 内線153、154

更新手続きが必要な方

現在給付金を受給している母子家庭・父子家庭・障害のある方

日時 7月2日(水)・3日(木)
午前9時～午後5時
会場 市役所4階
第1委員会室

持ち物 ①障害者手帳（身体・療育・精神）②保険証
③印鑑④平成20年1月2日以降に飯山市に転入された方は、所得証明書

お問い合わせ
市役所保健福祉課社会福祉係 ☎3111 内線189

在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担を軽減

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担軽減のため、障害者福祉手当・障害児福祉手当を支給します。（※いずれも在宅の方が対象で、施設に入所されている方などは対象となりません）

■特別障害者手当
・支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者（身体障害者手帳1級程度の障害が2つ以上あるか、これと同程度以上の障害がある人など。内部障害重複は除く）
・支給額（月額）
2万6440円
・支給制限：入院または施設に入所している場合、本人、配偶者、扶養義務者の所得額が限度額を超える場合は支給されません。

■障害児福祉手当
・支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害者（身体障害者手帳1級程度以上の障害が2つ以上あるか、これと同程度以上の障害がある人など。内部障害重複は除く）
・支給額（月額）
1万4380円
・支給制限：施設などに入所している場合、および保護者などの所得額が限度額を超える場合は支給されません。

■特別障害者手当
・支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者（身体障害者手帳1級程度の障害が2つ以上あるか、これと同程度以上の障害がある人など。内部障害重複は除く）
・支給額（月額）
2万6440円
・支給制限：入院または施設に入所している場合、本人、配偶者、扶養義務者の所得額が限度額を超える場合は支給されません。

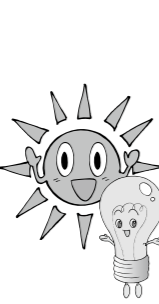
住宅用太陽光発電システム設置費用補助金

市では、市民の皆さんが住宅に太陽光発電システムの設置をする場合に、経費の一部を補助します。

これは市民の皆さんが、新エネルギーを活用する施設設置を支援することにより、環境への負荷軽減を図り、人と自然に親切なまちづくりを推進するものです。

対象となるシステム

◇太陽電池の最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システムのもの
◇電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できるもの
◇市内に自らが居住する住宅にシステムを設置する方で、年度内にすべての手続き



を完了することができると補助金額
◇1キロワットあたり5万円、3キロワットを限度とします。
※補助限度額：15万円
お問い合わせ先
市役所企画財政課企画調整係 ☎3111 内線392

ご確認ください

税源移譲による税額調整

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲による所得税と市・県民税率の変更に伴い、所得税負担は軽減されず、市・県民税負担のみが増加する方については、手続きをしていただくことで、納付済の平成19年度分の市・県民税額から、税源移譲により増額となった市・県民税相当額を還付します。

対象となる方には減額申告書を6月下旬に郵送いたしますので、7月1日～7月31日までの間に市役所税務課に提出してください。

所得税から住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額を引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減額となったために、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額が減る場合があります。平成18年末までに入居し所得税から控除を受けている方で、所得税から

控除しきれなかった額がある場合には、翌年度の市・県民税（所得割）から控除できる制度があります。

この控除を受けるためには今年3月17日までに控除申告が必要でしたが、新たな制度であり、周知も十分でないことから飯山市では6月30日まで申告を受け付けることとしました。

対象となる方には通知を6月中旬に郵送しますので、6月30日までに飯山市役所税務課に提出してください。なお、お手元に通知が届かなかった方で、対象になるか確認したい方につきましては至急連絡をお願いします。

お問い合わせ
市役所税務課市民税係 ☎3111 内線161、162



「ソーラン節」・「信濃の国」踊り参加団体を募集します

踊りの参加チームを募集します。各団体で創作したオリジナルダンスを踊ってみませんか。仲間と汗を流して夏の思い出をつくろう！詳しくは下記へお問い合わせいただくか、飯山市ホームページをご覧ください。

「大型灯籠」出品者を募集します

今年も灯籠コンテストを開催。出品いただく大型灯籠を募集します。皆さんの力作灯籠をお待ちしています。詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ・お申し込み
市役所観光課観光係 ☎62-3111 内線231

いいやま灯籠まつり

8月9日(土) 午後4時30分から
(灯籠の点灯は14日まで) 本町商店街
●16:30～踊りイベント ●18:30～灯籠点灯 他

市民の皆さん手作りの灯籠がやわらかい灯りで商店街を包む「いいやま灯籠まつり」。

今年は新たに市民の皆さんによるソーラン節・信濃の国踊りのイベントを開催します。

夏の思い出に、踊りや灯籠コンテストに参加してみませんか。

